平成２８年（フ）第１１２５号
名古屋市守山区新守西101番地　ベルシャトー新守山206号
債務者　佐渡　誠治
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５９号
愛知県東海市荒尾町遠鐘17番地の３
債務者　竹川　明美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８３号
滋賀県守山市小島町857番地１　リバティ西藤203号、事業所所在地滋賀県守山市勝部４丁目1088番地103
債務者　日韓くつろぎダイニング李サイこと小島彰仁こと辻彰仁こと　李　　彰仁
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８６号
滋賀県草津市馬場町207番地21　モンルポ草津　501号
債務者　田島加代子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８７号
滋賀県草津市馬場町207番地21　モンルポ草津　501号
債務者　田島工業こと　田島　義雄
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１１号
大津市国分１丁目５番31号
債務者　川村　　彩
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１３号
大津市大江６丁目５番22号アクティブエム103、前住所大津市大将軍１丁目11番14―502号
債務者　鹿城　元明
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２０号
大津市南郷４丁目８番11号
債務者　堂浦弘一郎
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２４号
滋賀県草津市草津４丁目２番28号　平凡荘107号、前住所大阪市淀川区三国本町２丁目１番37―808号
債務者　川俣ゆう子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１３３号
京都府宇治市五ケ庄平野56番地の２　グレース16・103号
債務者　小山ひとみ
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０８号
京都市伏見区豊後橋町65番地２　コスモ桃山406、前住所京都市伏見区横大路下三栖山殿５番地123
債務者　疋田　麗子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４２号
京都市中京区堺町通夷川上る絹屋町121番地
債務者　前野　智子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
鳥取県西伯郡大山町名和62番地１、前住所鳥取県西伯郡大山町御来屋629番地１
債務者　川上　智子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８１４号
広島市佐伯区美の里１丁目８番22―10―603号
債務者　大原しのぶ
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２８号
広島市東区尾長西１丁目８番10―401号　第２
債務者　藤本　利行
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４３号
広島県廿日市市上平良327番地７
債務者　久保田香織
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部